

告 示

埼玉県告示第八百六十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年埼玉県告示第千二百三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和七年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県新座市野火止八丁目六百十六番六の一部及び六百十八番十五の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

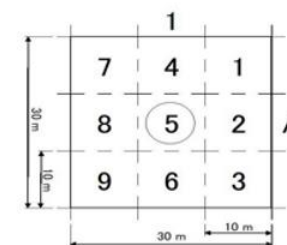
※2 616番6は616番1から分筆(令和6年2月14日)



起点

B

凡例	
—	敷地境界
	形質変更時要届出区域を解除する区画
...	地番境界
<<	区画統合



区画名称例
30m格子 : A1
单位区画 : A1-5

【起点】

起点は埼玉県新座市野火止八丁目621番1の敷地最北端の鉄とする。

【格子の回転角度】 24度33分17秒

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行し10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を中心に座標北から右回りに回転させた角度を示す。